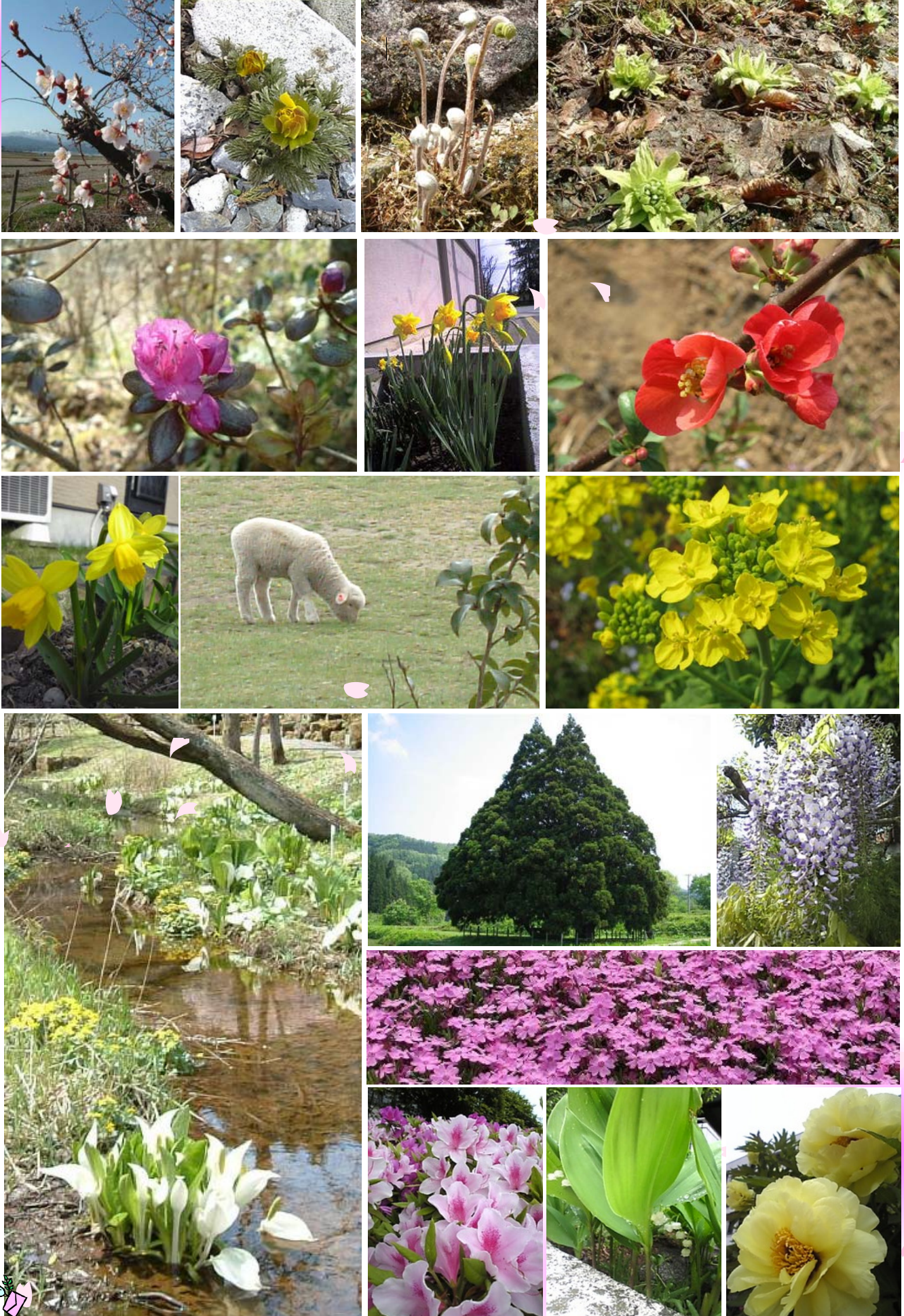


Harmony - news & topics 2011.04

URL: <http://www.kadota-office.com/>
mail: info@kadota-office.com
tel: 022-271-6751 fax: 022-271-6758



今月の写真：今までに news・HP・blog に掲載した春の写真を全部載せました～気持ちだけでも春の散策におでかけください。 photo by staffs

〔休業させた場合の取り扱い〕

＜休業中の給与の補てんについて＞

労働基準法第26条（休業手当）は、使用者の責に帰すべき事由による休業について、労働日ごとに平均賃金の60%を支払わなければならないとしています。

⇒今回の災害による休業、計画停電による休業は、使用者の責に帰すべき事由による休業には該当しません。（平23.3.15厚労省文書）

- △ただし、建物・事業の主たる機材・資材等が残っている場合、事業主が最大限の努力をしたか（八方手を尽くしてもどうにもならないのか）を判断し、事業主の責めを問わないかどうか判断されます。
- ・クライアントとの依存の程度（定期的な仕事が完全に断ち切られたのか、たまたま受けた仕事がなくなったのか）
 - ・納品物についての納品の手段が確保できないといった事業場の問題
 - ・他の事業の方法を模索したが手段がない 等

☆つまり事業主として休業を回避すべく最善の努力を払ったが、なお休業せざるをえない場合、初めて「休業手当」の支払い義務を免れる可能性がでてきます。この支払について請求権を持つのは雇用している従業員です。休業開始前（難しければ途中で）によく話し合い、期間中の待遇について合意をしておきましょう。

〔解雇の取り扱い〕

＜事業の継続が困難であることを理由とする解雇について＞

労働基準法第20条（解雇予告）は、少なくとも30日前に行うこととされています。

⇒天災地変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能^{*}となった場合、労働基準監督署長の認定を受けることを条件として、解雇予告手当の支払なく解雇することが認められています。（☆事前にご相談ください。）

- ※事業の継続が不可能とは：震災による工場、事業場の倒壊、類焼等により事業の継続が不可能となった場合をいいます。従って、次のような場合は含まれません。
- ・事業場の中心となる重要な建物、設備、機械等が焼失を免れ多少の労働者を解雇すれば従来通り操業しうる場合
 - ・従来の事業は廃止するが多少の労働者を解雇すればそのまま別個の事業に転換しうる場合
- 上記2点のような事業がなおその主たる部分を保持して継続しうる場合、
- ・一時的に操業停止のやむなきに至ったが、事業の現況、資材、資金の見通し等から全労働者を解雇する必要に迫られず、近く再開復旧の見込みが明らかであるような場合〔昭63.3.14基発第150号〕

☆雇用維持・確保のための様々な特例（右抜粋）もありますので、ご決断の前にご相談ください。

〔労働災害・通勤災害の取り扱い〕

厚生労働省から取扱いに関するQ&Aが出ております。

◆労働災害と認められる場合

- ・仕事中に地震・津波に遭い、けが（死亡）をした時
 - ・〃避難指示があり、避難途中にけが（死亡）をした時
- ※休憩中や営業外出中も私的行為でない限り適用されます。

◆通勤災害と認められる場合

- ・帰宅途中に地震・津波に遭い、けが（死亡）をした時
- ・避難先からの通勤、交通機関の乱れ等により通常の経路・方法と異なる通勤中にけが（死亡）をした時

☆地震・津波等は業務起因ではありませんが「津波に飲み込まれる危険な環境で業務に就いていた」という解釈で給付されます。手続についてはご相談ください。

〔雇用保険の取り扱い〕

◆失業認定日にハローワークへ出向けない場合の特例措置

◆居住地以外での失業給付の受給手続の特例措置

◆事業所が直接被災し、休業・一事離職を余儀なくされる場合の特例措置 が出されています。

☆離職票作成時に注意が必要です。事前にご相談ください。

〔社会保険料の取り扱い〕

納期の特例が実施されています。

◆口座振替の場合：3月末の振替は行われていません。

◆納付書の場合：納付書は発送されておりません。厚生労働省の文書によれば、納期限は「災害のやんだ後2か月後」となっておりますが、今のところ明確な期日は示されていません。

〔国民健康保険料の取り扱い〕

会社都合退職の場合、国民健康保険料の減額の特例を受けることができます。本人が離職票を受領後、ハローワークで「求職申込」を行い、後日発行される【雇用保険受給資格者証】を窓口を持参してください。

☆リーフレットを同封します。ご参照ください。

〔中退共の取り扱い〕

・掛金納期延長：収納課☎03-3436-0151⑤554～556

・共済手帳再発行：保全課☎03-3436-0151⑤541～543

〔雇用維持にむけた取り組み〕

3月22日に文部科学大臣・厚生労働大臣の連名で「平成23年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた新卒者等への配慮に関する要請書」が258の経済団体の長宛送付されました。また東北地方の学生・生徒に対してmessageが発出されました。

☆特定求職者雇用開発助成金の適用対象者を広げ、被災者の雇用に助成金を支給する緊急対策を盛り込んだ補正予算案が今月中に国会に提出される見通しです。

〔雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金〕

☆受給額の試算・受給手続きのお手伝いをいたしますので、ご相談ください。

編集後記：

東日本大震災で亡くなられた方々のご冥福をお祈り申しあげますとともに、被害にあわれた皆様に心よりお見舞いを申しあげます。これから復興まで長い道のりになることは想像に難くありませんが、皆様とともに、地元宮城・東北の一日も早い復興のために、尽くしてまいります所存です。

当事務所は入居する建物・職員ともにお陰さまで大きな損傷をのがれましたので、翌月曜日より業務を再開しました。現在は、お客様より頂く事業継続、雇用維持等に関するご相談をお受けし、各現状を共有しつつ、この後の事業予測も念頭に入れた方針を決定するべく、事情に応じた選択肢のご提案をいたしております。国の特例は日々改訂されておりますので、ご心配なことがおありでしたら、どうぞご遠慮なくお問い合わせください。

Harmony – news & topics 2011.04

#発行：2011年4月10日 #編集・構成：合同会社Harmony

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

☎ TEL:022-271-6751 ⑤ FAX: 022-271-6758

🌐 URL : <http://www.kadota-office.com/>

✉ mail : info@kadota-office.com

📖 修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

📖 陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

📖 スタッフ日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>

